

第3回 米代川大規模氾濫に関する減災対策協議会

- 日時:平成29年6月29日(木)14:00～
- 場所:能代河川国道事務所 会議室(2階)
- 司会:能代河川国道事務所 副所長

次 第

1. 挨拶

2. 議 事

- (1)規約改正
- (2)平成28年度ソフト対策の取組状況について
- (3)平成29年度ソフト対策の取組計画について
- (4)合同危機管理演習について

3. その他

- 情報提供 (1)水防法の改正について
- (2)能代河川国道事務所の取り組みについて

4. 閉 会

[配布資料]

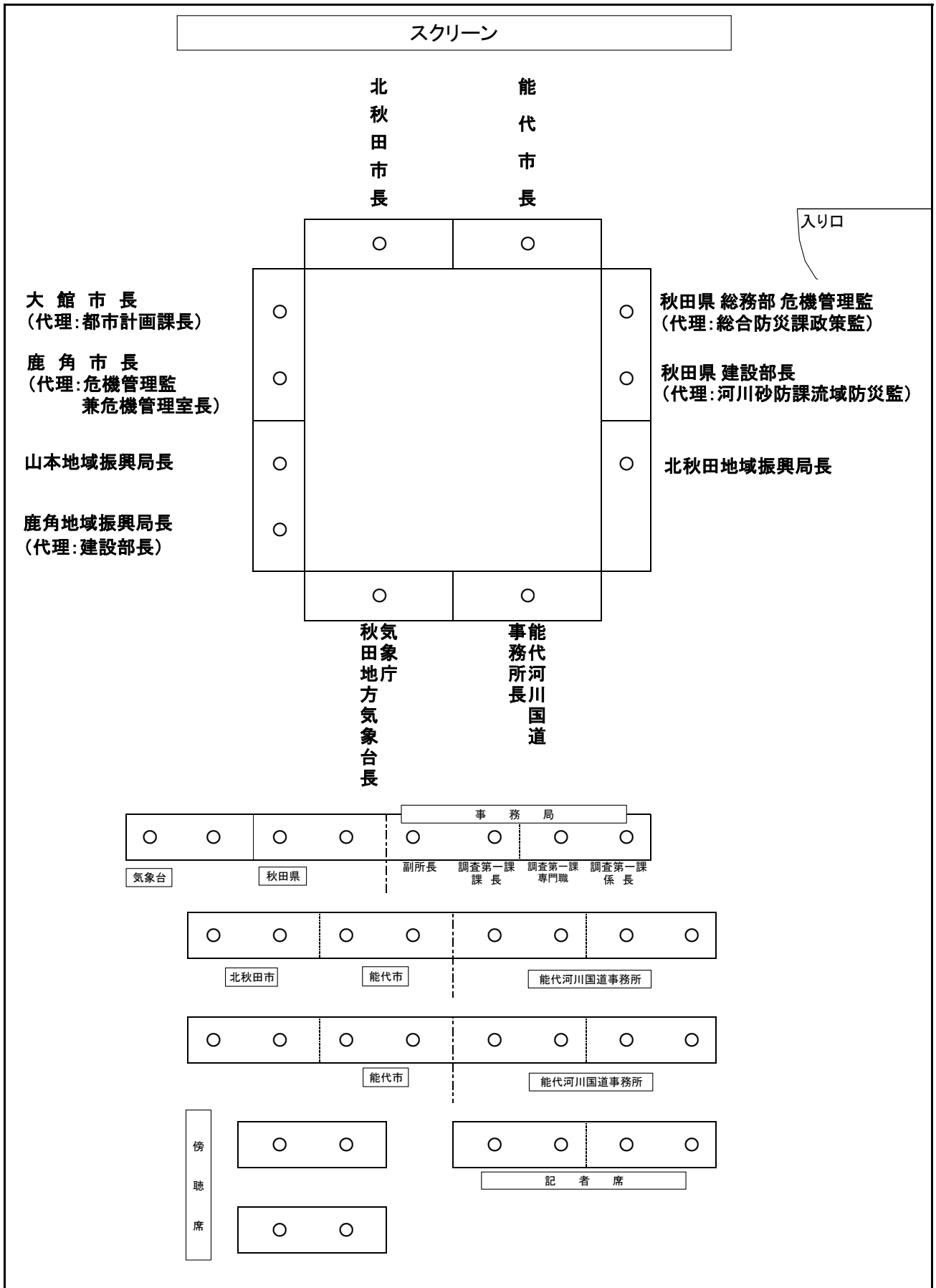
- 資料 1 幹事会の報告 議事(2)(3)
- 資料 2 幹事会の報告 議事(4)
- 資料 3 情報提供(1)
- 資料 4 情報提供(2)
- 参考資料 1 幹事会の報告 議事(2)(3)

第3回 米代川大規模氾濫に関する減災対策協議会 ～出席者名簿～

(敬称略)

機 関 名	役 職	氏 名	備 考
能代市	市長	齊藤 滋宣	
北秋田市	市長	津谷 永光	
大館市	市長	福原 淳嗣 (代理:都市計画課長 五十嵐 悟)	
鹿角市	市長	児玉 一 (代理:危機管理監兼危機管理室長 奈良 洋一)	
秋田県 総務部	危機管理監	鎌田 雅人 (代理:総合防災課政策監 佐藤 和彦)	
秋田県 建設部	部長	前佛 和秀 (代理:河川砂防課流域防災監 鈴木 護)	
秋田県 山本地域振興局	局長	倉部 明彦	
秋田県 北秋田地域振興局	局長	高橋 靖弘	
秋田県 鹿角地域振興局	局長	恵比原 史 (代理:建設部長 酒井 不二彦)	
気象庁 秋田地方気象台	台長	和田 幸一郎	
東北地方整備局 能代河川国道事務所	所長	坂 憲浩	

第3回 米代川大規模氾濫に関する減災対策協議会 ～座席図～



米代川大規模氾濫に関する減災対策協議会 規約 (改正案)

(名称)

第1条 本会は、「米代川大規模氾濫に関する減災対策協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 本協議会は、平成27年9月関東・東北豪雨により大規模な浸水被害が発生したことを踏まえ、国、県、市が連携・協力して減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、米代川において氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

(協議会の構成)

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

2. 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
3. 第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を協議会に求めることができる。

(幹事会)

第4条 協議会に幹事会を置く。

2. 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。
3. 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
4. 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
5. 第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を幹事会に求めることができる。

(事務局)

第5条 協議会の庶務を行うため事務局を置く。

2. 事務局は、能代市、北秋田市、大館市、鹿角市及び能代河川国道事務所調査第一課で行う。

(協議会の実施事項)

第6条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 1) 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
- 2) 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。

- 3) 毎年、協議会を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。また、本協議会等を中心として毎年出水期前に堤防の共同点検等を実施し、情報の共有を図る。
- 4) その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

(会議の公開)

第7条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

2. 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(会議資料の公開)

第8条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2. 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

本規約は、平成28年4月25日から施行する。

平成29年6月29日に一部変更し施行する。

〈別表1〉

米代川大規模氾濫に関する減災対策協議会 委員

委員	能代市長	
	北秋田市長	
	大館市長	
	鹿角市長	
	秋田県	総務部 危機管理監
	秋田県	建設部長
	秋田県	山本地域振興局長
	秋田県	北秋田地域振興局長
	秋田県	鹿角地域振興局長
	気象庁	秋田地方気象台長
	国土交通省	東北地方整備局 能代河川国道事務所長

〈別表2〉

米代川大規模氾濫に関する減災対策幹事会 委員

委員	能代市	総務部 次長兼総務課防災危機管理室長
	能代市	都市整備部 次長兼道路河川課長
	北秋田市	総務部 総務課長
	北秋田市	建設部 建設課長
	大館市	総務部 危機管理課長
	大館市	建設部 都市計画課長
	鹿角市	総務部 危機管理監兼危機管理室長
	鹿角市	建設部 都市整備課長
	秋田県	総務部 総合防災課長
	秋田県	建設部 河川砂防課長
	秋田県	山本地域振興局 総務企画部 地域企画課長
	秋田県	山本地域振興局 建設部 工務課長
	秋田県	北秋田地域振興局 総務企画部 地域企画課長
	秋田県	北秋田地域振興局 建設部 工務課長
	秋田県	鹿角地域振興局 総務企画部 地域企画課長
	秋田県	鹿角地域振興局 建設部 工務課長
	気象庁	秋田地方気象台 防災管理官
	気象庁	秋田地方気象台 観測予報管理官
	国土交通省	東北地方整備局 能代河川国道事務所 副所長

〈別表1〉

米代川大規模氾濫に関する減災対策協議会 委員

委員	能代市長	
	北秋田市長	
	大館市長	
	鹿角市長	
	秋田県	総務部 危機管理監
	秋田県	建設部長
	秋田県	山本地域振興局長
	秋田県	北秋田地域振興局長
	秋田県	鹿角地域振興局長
	気象庁	秋田地方気象台長
	国土交通省	東北地方整備局 能代河川国道事務所長

〈別表2〉

米代川大規模氾濫に関する減災対策幹事会 委員

委員	能代市	総務部 次長兼総務課長
	能代市	都市整備部 道路河川課長
	北秋田市	総務部 総務課長
	北秋田市	建設部 建設課長
	大館市	総務部 危機管理課長
	大館市	建設部 都市計画課長
	鹿角市	総務部 危機管理監兼危機管理室長
	鹿角市	建設部 次長兼都市整備課長
	秋田県	総務部 総合防災課長
	秋田県	建設部 河川砂防課長
	秋田県	山本地域振興局 総務企画部 地域企画課長
	秋田県	山本地域振興局 建設部 保全・環境課長
	秋田県	北秋田地域振興局 総務企画部 地域企画課長
	秋田県	北秋田地域振興局 建設部 保全・企画課長
	秋田県	鹿角地域振興局 総務企画部 地域企画課長
	秋田県	鹿角地域振興局 建設部 保全・環境課長
	気象庁	秋田地方気象台 防災管理官
	気象庁	秋田地方気象台 観測予報管理官
	国土交通省	東北地方整備局 能代河川国道事務所 副所長

「米代川大規模氾濫に関する減災対策協議会」に関する傍聴規程

1. 「米代川大規模氾濫に関する減災対策協議会」は公開とする。
2. 協議会の公開は、会議の傍聴を認めることにより行うものとする。
3. 会議の傍聴は、次に定めるところにより実施するものとする。
 - (1) 傍聴人は、一般傍聴人と報道関係者とする。
 - (2) 傍聴席は、一般傍聴人席と報道関係者席に区分するものとする。
 - (3) 一般傍聴人の定員は、会場の状況により事務局が判断するものとする。
 - (4) 次の事項に該当する者は傍聴会場に入ることができない。
 - ア 危険な物を携帯している者
 - イ 張り紙、ビラ、プラカード、のぼりの類を携帯している者
 - ウ 酒気を帯びていると認められる者
 - エ その他、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者
 - (5) 傍聴人は、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。
 - ア 会議における言論に対し、拍手その他により公然と可否を表明しないこと。
 - イ 騒ぎ立てる等、協議会の会議を妨害しないこと。
 - ウ 鉢巻き、腕章の類をする等の示威的行為をしないこと。
 - エ 飲食又は喫煙をしないこと。
 - オ 他人の迷惑となる行為をしないこと。
 - カ その他会議の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。
 - (6) 傍聴人は、会議で非公開とする議題があったときは、事務局の指示により速やかに退場しなければならない。
 - (7) 傍聴人は、会議の傍聴に当たっては、事務局の指示に従わなければならない。
 - (8) 事務局は、傍聴人が上記に違反したときは、これを退場させることができる。